

第 8 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 4 年 8 月 18 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第8回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年8月18日(木) 午後2時から午後2時43分まで
- 2 開催場所 秋田市雄和市民サービスセンター地域文化ホール
- 3 委員定数 19人
- 4 出席農業委員 16人

1番	佐々木 英 久	2番	武 藤 真 作
3番	関 正 美	4番	鈴 木 昇
5番	星 容 子	6番	相 場 堅 一
7番	佐々木 繁 明	8番	安 田 友 一
10番	柴 田 ますみ	11番	鎌 田 悦 雄
13番	齊 藤 善 彦	15番	加 藤 淳
16番	三 浦 宏 和	17番	伊 藤 洋 文
18番	佐々木 吉 秋	19番	加賀屋 慎 一
- 5 欠席農業委員

9番	白 岩 勝	12番	佐々木 和 昭
14番	藤 田 修		
- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期決定
 - 第3 会務報告
 - 第4 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
 - 第5 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
 - 第6 議案第31号 農用地利用集積計画の撤回に関する件
 - 第7 議案第32号 農用地利用集積計画(令和4年度第5号)に関する件
- 7 事務局職員

事務局長	小山田 邦 子	参 事	加 藤 康 則
副 参 事	伊 藤 弘	副 参 事	住 谷 真 人
主席主査	稲 葉 隆	主席主査	中 村 至
主 査	幸 野 善 寿	主 査	岡 部 洋 介
主 任	廣 嶋 孝 祐	技 師	小 林 素 子
- 8 書 記

主 査	岡 部 洋 介
-----	---------
- 9 議事録署名委員

19番	加賀屋 慎 一	1番	佐々木 英 久
-----	---------	----	---------

10 議 事

事務局 (加藤参事)	<p>それでは、ただ今から、令和4年第8回農業委員会総会を開会いたします。</p>
	<p>なお、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。9番白岩勝委員、12番佐々木和昭委員、14番藤田修委員の3名でございます。委員定数19名中、16名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p>
	<p>今回も新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスク着用や定期的な換気の実施につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>
	<p>それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
佐々木吉秋会長	<p>【会長あいさつ】</p>
議長	<p>それでは、第8回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>はじめに、日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指名しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がございますので、19番加賀屋慎一委員、1番佐々木英久委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、これにご了承願います。会期は1日間とし、午後4時までといたします。</p> <p>それでは、日程第3の「会務報告」に入らせていただきます。</p> <p>はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで、順番に報告をお願いします。</p>
16番三浦宏和委員	<p>【第1区域部会の報告】</p>
1番佐々木英久委員	<p>【第2区域部会の報告】</p>
2番武藤真作委員	<p>【第3区域部会の報告】</p>
7番佐々木繁明委員	<p>【第4区域部会の報告】</p>
13番齊藤善彦委員	<p>【第5区域部会の報告】</p>
議長	<p>次に、会務報告2の「令和4年度第2回運営委員会」につきましては、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局 (小林技師)	<p>【会務報告2の報告】</p>

議 長	次に、会務報告 3 の「令和 4 年度第 1 回全国農業新聞巡回普及の実施について」につきましては、事務局から報告をお願いします。
事務局 (幸野主査)	【会務報告 3 の報告】
議 長	次に、会務報告 4 の「一般社団法人秋田県農業会議第 76 回常設審議委員会」につきましては、私が報告します。
	【会務報告 4 の報告】
	次に、会務報告 5 の「令和 4 年度市町村農業委員会地区別研修会」につきましては、事務局から報告をお願いします。
事務局 (伊藤副参事)	【会務報告 5 の報告】
議 長	次に、会務報告 6 の「新規参入審査会」につきましては、1 番佐々木英久委員から口頭で報告をお願いします。
1 番佐々木英久委員	【会務報告 6 の報告】
議 長	次に、会務報告 7 の「農地法に係る諮問に対する答申について」から会務報告 12 の「現況地目照会に係る回答について」までの 6 件について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (住谷副参事)	【会務報告 7 から 12 までの報告】
議 長	以上で会務報告の説明が終わりました。ただ今の会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、日程第 4 の議案に入らせていただきます。はじめに日程第 4、議案第 29 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件、1 件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (稲葉主席主査)	議案書 1 ページの 1 件について説明いたします。 番号 1。これは、会務報告 6 で佐々木英久委員から報告いただきましたとおり、譲受人を新規参入審査会で適正であると判断した件です。 譲受人は、 XXXXXXXXXX 。譲渡人は、 XXXXXXXXXX 。土地の所在、地目、面積、理由、10アール当たりの売買価格は記載のとおりです。なお、家族数および耕作者数が 4 人となっておりますが、これは法人の指導員数です。申請地は、譲渡人が県外在住のため、耕作されておらず雑草が生い茂っていますが、障害者就労支援事業を行っている譲受人が、通所者の就労準備支援活動を行う場として畑作を行うために、譲渡人と売買するものです。

事務局 (稲葉主席主査)	<p>次に農地法第3条の不許可の例外についてご説明します。譲受人は特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人です。農地法第3条では、農地の所有権を取得できる法人は農地所有適格法人に限っていますが、その例外として農地法施行令第2条第1項第1号ハに規定する教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められることに該当する場合は、この限りではないとされています。つまり、NPO法人が農地を取得することが、その業務目的のために必要であると認められるものであれば、農地法第3条の不許可の例外に該当し、その場合は基本的には地域との調和要件を満たせば、許可できるということになります。</p> <p>本法人の定款で、その目的として障がいのある人たちに対し、就労支援等を行い、社会復帰と自立支援に寄与するとあり、現在、通所者約25名が、指導員の家族が所有している農地を間借りして畑作を行い、直売所、加工施設等に農産物を出荷、その収入から工賃も支払われていることから、農地の取得は法人の業務に必要であると考えられます。また、申請地における地域との調和要件については譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと考えられます。以上、農地法第3条の不許可の例外に該当することから、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>それではここで、相場堅一委員と佐藤公誠推進委員が現地調査を行いましたので、6番相場堅一委員に報告をお願いします。</p>
6番相場堅一委員	<p>6番相場です。現地を確認しましたが、特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>
一同	<p>なし。</p>
議長	<p>ないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に日程第5、議案第30号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件を上程します。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (岡部主査)	<p>それでは、議案書の2ページをご覧ください。 番号1です。借受人は[]。貸渡人は[]外1名。施設の概要は資</p>

事務局
(岡部主査)

材置場への一時転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。
次に、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地の場所は位置図に記載のとおりです。

転用事業計画については、施工現場へ搬入する資材を積替えるため、運搬経路に近接した当該地を選定、一時転用するものです。

立地基準については、農地位置は市街化調整区域で農業振興地域内の農用地区域外。農地区分は第1種農地です。

一般基準については、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金。申請適格等は適合。工事着工および完了の期間は、許可日から令和5年3月31日まで。被害防除については、隣接に対する措置としてネットフェンスを設置。排水計画は雨水を自然流下とします。

続きまして、番号2です。借受人は[]。貸渡人は[]。施設の概要は作業用通路への一時転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

次に、説明資料の3ページおよび4ページをご覧ください。申請地の場所は位置図に記載のとおりです。

転用事業計画については、作業用通路を確保するため、工事施工箇所に隣接した当該地を選定、一時転用するものです。

立地基準については、農地位置は市街化調整区域で農業振興地域内の農用地区域外。農地区分は第1種農地です。

一般基準については、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金、申請適格等は適合。過去の転用実績は有り。工事着工および完了の期間は、令和4年9月20日から令和4年11月18日まで。転用行為の妨げとなる権利は、農地利用集積計画による利用権設定について農地一時転用の同意済。他法令による許認可の処分は法定外公共物使用許可済。一体として利用する農地以外の土地は金足大清水字堤下[]番外4筆。被害防除については、排水計画は雨水を自然流下とします。

続きまして、番号3です。譲受人は[]。譲渡人は[]外1名。施設の概要は貸駐車場への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

次に、説明資料の5ページおよび6ページをご覧ください。申請地の場所については、位置図に記載のとおりです。

転用事業計画については、近隣事業所および住民の貸駐車場を計画していたところ、農地以外の土地を探したが適地がなく、当該地を選定、転用しようとするものです。

立地基準については、農地位置は市街化調整区域で農業振興地域内の農用地区域外。農地区分は第3種農地です。

一般基準については、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金。申請適格等は適合。工事着工および完了の期間は、許可日から令和4年10月31日まで。土地改良区等からの意見書は飯田長野実行組合から同意済。被害防除については、排水計画は雨水を自然流下とします。なお、今回現地調査を行った保坂正真推進委員から報告を受けた、藤田修委員から特に問題なしと連絡を受けております。説明は以上です。

議長

それではここで、案件1番について現地調査を行った鎌田一美推進委員から報告を受けた11番鎌田悦雄委員から報告をお願いします。

11番鎌田悦雄委員

11番鎌田です。8月2日に現地を確認した鎌田推進委員より報告を受けました。何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議	長	次に、案件2番について現地調査を行った鎌田一推進委員から報告を受けた私が報告をお願いします。 先ほど事務局から説明があったとおり、何ら問題はないと思いますのでご審議のほどよろしくをお願いします。
		次に、案件3番については、先ほど事務局から説明があったとおりです。
		それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 今回は、すべて県農業会議への諮問の必要がない案件です。 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件を許可することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、日程第5、議案第30号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件を原案のとおり許可することに決定いたします。
		次に日程第6、議案第31号、農用地利用集積計画の撤回に関する件、2件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局	(廣 嶋 主 任)	議案書の5ページをご覧ください。番号1。公告年月日は平成28年3月28日、総会決定年月日は平成28年3月17日、案件番号は平成27年度第12号番号71、撤回区分は全部撤回、借り手、貸し手、土地の所在、地目、面積、現契約の契約期間、事由は議案書に記載のとおりです。このほかの1件についても、撤回区分は全部撤回です。新たな農用地利用集積計画については、次の、議案第32号でご審議いただきます。説明は以上です。
議	長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農用地利用集積計画の撤回に関する件、2件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、日程第6、議案第31号、農用地利用集積計画の撤回に関する件、2件を原案のとおり決定することに決定いたします。

次に、日程第7、議案第32号、農用地利用集積計画（令和4年度第5号）に関する件を上程します。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局
（廣嶋主任）

はじめに、所有権移転について説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。番号1。買い手は■■■■、売り手は■■■■。耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積、10アール当たりの売買価格は、議案書に記載のとおりです。

続きまして、利用権設定について説明いたします。議案書10ページから84ページまでをご覧ください。番号1。借り手は■■■■、貸し手は■■■■。土地の所在、地目、面積、10アール当たりの賃借料、契約期間は、議案書に記載のとおりです。このほか、議案書11ページ以降の50件は、農地中間管理事業による利用権設定です。以上、令和4年度第5号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

それでは、農用地利用集積計画について質疑を行います。
ご質問・ご意見がある方はお願いいたします。

16番三浦宏和委員

はい、議長。

議長

16番三浦委員、どうぞ。

16番三浦宏和委員

16番三浦です。賃借料0円、契約期間が20年の場合、土地所有者が固定資産税を払い続けることになり、おそらく基盤整備工事期間中は使用貸借契約、工事終了後は賃貸借契約となると思われます。何かわかりやすい記載方法はありますか。また、農地バンク制度で、満期で書換えの連絡があるが、今回の契約期間が20年が経過する際に、同様に連絡があるのか伺いたい。

議長

事務局、お願いします。

事務局
（廣嶋主任）

1件目についてですが、工事期間終了後に新しく賃貸借権の設定が行われることとなります。記載については現状このような形式で行っております。

事務局
（住谷副参事）

2件目についてですが、契約期間終了の際には機構業務を委託している秋田市農業農村振興課が、貸し手、借り手双方にお知らせをすることになります。現時点で実績はまだなく、早く令和6年頃からお知らせする予定です。

また、契約者が亡くなった場合は、賃料が振込不能にならないように契約者を変更しているので、長期契約でも、その途中で契約の満期等を把握できる機会はあると思われます。長期契約の中間年にお知らせ等を行うことがルール化されているかについては、農業農村振興課へ確認し、次回総会で報告いたします。

議長

16番三浦委員、よろしいですか。

16番三浦宏和委員		分かりました。
議	長	ほかにご質問等ありませんか。
一	同	なし。
議	長	ないようですので、採決に入ります。 初めに、所有権移転について採決いたします。 所有権移転の1件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、所有権移転の1件について、原案のとおり決定することといたします。 次に、利用権設定について採決いたします。 こちらは、議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。 それでは、はじめに案件26番から38番、42番から46番の一部の18件について採決を行います。 ■■■■番の■■■■委員の退席をお願いします。 【■■■■番 ■■■■委員退席】
議	長	それでは、農用地利用集積計画、利用権設定の案件26番から38番、42番から46番の一部の18件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、案件26番から38番、42番から46番の一部の18件について、原案のとおり決定することにいたします。 ■■■■番の■■■■委員の着席をお願いします。 【■■■■番 ■■■■委員着席】
議	長	次に、議事参与案件であった、26番から38番、42番から46番の一部の18件を除いた1番から51番の案件につきまして、一括して採決を行います。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議	長	異議なし。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、26番から38番、42番から46番の一部の18件を除いた1番から51番の案件につきまして、全て原案のとおり決

議	<p data-bbox="323 172 734 212">長 定することにいたします。</p> <p data-bbox="368 253 1430 331">以上により、日程第7、議案第32号、農用地利用集積計画（令和4年度第5号）に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。</p> <p data-bbox="373 371 1430 450">これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。</p> <p data-bbox="1118 490 1430 526" style="text-align: right;">（午後2時43分終了）</p>
---	--